

鳥取県選挙管理委員会告示第22号

平成20年鳥取県選挙管理委員会告示第4号（鳥取県の議会の議員及び長の選挙権を有する者の総数の50分の1の数等について）の一部を次のように改正する。

平成20年6月3日

鳥取県選挙管理委員会委員長 古賀裕子

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
鳥取県において選挙権を有する者の総数の50分の1の数 <u>9,823</u>	鳥取県において選挙権を有する者の総数の50分の1の数 <u>9,824</u>
鳥取県において選挙権を有する者の総数のうち40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数 <u>148,524</u>	鳥取県において選挙権を有する者の総数のうち40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数 <u>148,528</u>
鳥取市において選挙権を有する者の総数の3分の1の数 53,172	鳥取市において選挙権を有する者の総数の3分の1の数 53,172
米子市において選挙権を有する者の総数の3分の1の数 40,148	米子市において選挙権を有する者の総数の3分の1の数 40,148
倉吉市において選挙権を有する者の総数の3分の1の数 14,025	倉吉市において選挙権を有する者の総数の3分の1の数 14,025
境港市において選挙権を有する者の総数の3分の1の数 9,972	境港市において選挙権を有する者の総数の3分の1の数 9,972
岩美郡において選挙権を有する者の総数の3分の1の数 3,685	岩美郡において選挙権を有する者の総数の3分の1の数 3,685
八頭郡において選挙権を有する者の総数の3分の1の数 9,044	八頭郡において選挙権を有する者の総数の3分の1の数 9,044
東伯郡において選挙権を有する者の総数の3分の1の数 16,818	東伯郡において選挙権を有する者の総数の3分の1の数 16,818
西伯郡において選挙権を有する者の総数の3分の1の数 <u>12,843</u>	西伯郡において選挙権を有する者の総数の3分の1の数 <u>12,852</u>
日野郡において選挙権を有する者の総数の3分の1の数 4,008	日野郡において選挙権を有する者の総数の3分の1の数 4,008